

会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第41号

会計規則の一部を改正する規則

会計規則（平成4年岩手県規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
<p>(合議)</p> <p>第3条 次の表の左欄に掲げる事項については、同表の右欄に定める区分に応じ、それぞれ同欄に定める者に合議しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="145 665 767 958"><thead><tr><th rowspan="3">合議事項</th><th colspan="2">合議区分</th></tr><tr><th colspan="2">本 庁</th></tr><tr><th>出納局指導 審査課長で ある出納員</th><th>出先機関 管理主幹等 である出納 員</th></tr></thead><tbody><tr><td>会計管理者</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>[略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>出納局指導審査課長</u>である出納員の合議事項とされているもののうち特に重要と認められるものについては、会計管理者に合議しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(違約金)</p> <p>第117条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年<u>2.9パーセント</u>の割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	合議事項	合議区分		本 庁		出納局指導 審査課長で ある出納員	出先機関 管理主幹等 である出納 員	会計管理者			<p>(合議)</p> <p>第3条 次の表の左欄に掲げる事項については、同表の右欄に定める区分に応じ、それぞれ同欄に定める者に合議しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="831 665 1453 958"><thead><tr><th rowspan="3">合議事項</th><th colspan="2">合議区分</th></tr><tr><th colspan="2">本 庁</th></tr><tr><th>出納局審査 課長である 出納員</th><th>出先機関 管理主幹等 である出納 員</th></tr></thead><tbody><tr><td>会計管理者</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>[略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>出納局審査課長</u>である出納員の合議事項とされているもののうち特に重要と認められるものについては、会計管理者に合議しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(違約金)</p> <p>第117条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年<u>2.8パーセント</u>の割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	合議事項	合議区分		本 庁		出納局審査 課長である 出納員	出先機関 管理主幹等 である出納 員	会計管理者		
合議事項		合議区分																			
		本 庁																			
	出納局指導 審査課長で ある出納員	出先機関 管理主幹等 である出納 員																			
会計管理者																					
合議事項	合議区分																				
	本 庁																				
	出納局審査 課長である 出納員	出先機関 管理主幹等 である出納 員																			
会計管理者																					
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																					

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。